

## 農地制度と家族制度：日本農業の基本的性格をめぐって

弘前大学農学部 玉 真之介

## (要旨)

各国の農業がそれ自体、基本的には「封建制から資本制へ」という同一の発展の道筋上にあると見る「産業化ビジョン」、また、その本筋を生産力競争による農民層の両極分解に求めて、それを土地改革のあり方と結びつける理解する「土地問題史観」、このような観念が研究者の分析を拘束して、農業問題の理解を不当に歪めてきたのではないか。各国農業が好むと好まざるとにかかわらず歴史的所産として持っている制度的な個性を正しく踏まえるべきではないか。私は、こうした議論を最近行った（拙著『農家と農地の経済学』農文協、1994、特に第7章）。本報告は、その議論の延長として、日本農業の個性的な特徴をその農地制度と家族制度から描き出してみようという試みである。

実は、農地制度と家族制度から各国農業の歴史的な個性を描き出すという試みは、西ヨーロッパについては、すでにE. トッドによってきわめて実証的になされている（E. トッド『新ヨーロッパ大全』藤原書店、1992）。そこでの直系家族と自作農、平等主義家族と大規模経営とのそれぞれ強い相関関係は、重要な示唆を日本農業にも与えるものである。本報告は、トッドのような定量的な実証研究によってではなく、従来蓄積されてきた定性的、歴史的な実証研究を構成する形で、「産業化ビジョン」や「土地問題史観」によるこれまでの日本農業像とは異なる日本農業の基本的性格を試論的に提示してみることを課題とする。

まず、日本農業の零細性という特徴については、灌漑稻作が畦畔を持つという畑作との違いを重視し、太閤検地から幕藩体制期に農民的土地所有が成立した点に歴史的根拠を求める見方を示す。また、幕藩体制の下での社会の構成単位としての「イエ」制度のビルトインが、日本の家族制度を直系的なものとするとともに、この家族制度の「イエ」制度との結合が農地の家産としての性格を社会的なものとして日本農業のもう一つの特徴である兼業化の基本的要素となっていることを論じる。

さらに、農地所有の零細性と相対的に多数の家族構成員を要する直系家族との矛盾が、地主でも自作でも小作でもなく、独自の論理を持つ自小作農を農業生産の中核階層とするところに、苛烈な借地競争からの高率地代の根拠を示し、従来の「地主制」論と異なる小作制度の理解を示す。